### 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２２年（再ロ）第３号**

栃木県足利市通５丁目3213番地
再生債務者　丸山　幸宏
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年10月14日まで
4　一般異議申述期間　平成22年10月28日から平成22年11月５日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

### 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２２年（再ロ）第１号**

兵庫県宍粟市山崎町金谷831番地８
再生債務者　原　　信岳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年10月12日まで
平成22年９月21日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

**平成２２年（再ロ）第３号**

三重県津市半田1128番地88
再生債務者　宇佐見拓司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年10月13日まで
平成22年９月22日　　津地方裁判所再生係

**平成２２年（再ロ）第３号**

山口県下関市丸山町４丁目４番３―205号
小林マンション
再生債務者　加藤　清美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年10月13日まで
平成22年９月22日
山口地方裁判所下関支部再生係

**平成２２年（再ロ）第２号**

熊本市東町４丁目13番３―201号
再生債務者　佐藤　潤子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年10月19日まで
平成22年９月21日
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（再ロ）第５号**

青森市大字浜田字玉川247番地59
再生債務者　坂上　佳苗
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年10月20日まで
平成22年９月22日
青森地方裁判所民事部再生係

**平成２２年（再ロ）第３号**

広島県尾道市栗原町11230番地25
再生債務者　小野周太郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年10月20日まで
平成22年９月22日　広島地方裁判所尾道支部

**平成２２年（再ロ）第１４号**

京都市右京区嵯峨野開町27番地ジョイ嵯峨野307号
再生債務者　角田　　一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年10月25日まで
平成22年９月22日
京都地方裁判所第５民事部再生係

### 給与所得者等再生による免責決定

**平成２２年（モ）第２１号**

青森県黒石市富田103番地３
再生債務者　福澤　和子
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成22年９月22日　青森地方裁判所弘前支部

### 公立学校共済組合役員の退職及び就職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月１日

| | | |
|---|---|---|
| 公立学校共済組合理事長 | 矢野 | 重典 |
| （退職）　監事（非常勤） | 戸谷 | 賢司 |
| （退職）　監事（非常勤） | 小西 | 清一 |

以上平成22年９月12日付け

| | | |
|---|---|---|
| （就職）　監事（非常勤） | 青山 | 彰 |
| （就職）　監事（非常勤） | 清水 | 秀行 |

以上平成22年９月13日付け

### 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 22 年 10 月１日　　新潟県教育委員会

1　失効した免許状

| | |
|---|---|
| 免許状の種類 | 小学校教諭１種免許状、中学校教諭１種免許状（理科）、高等学校教諭１種免許状（理科）、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状（理科）、高等学校教諭専修免許状（理科） |
| 免許状の番号 | 平10小１第392号、平10中１第506号、平10高１第607号、平12小専第124号、平12中専第183号、平12高専第323号 |
| 授与年月日 | 平成11年３月19日<br>平成13年３月22日 |
| 授与権者 | 新潟県教育委員会 |
| 氏名 | 伊藤　龍弥 |
| 本籍地 | 福井県 |

2　失効年月日　平成22年９月16日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は平成二十二年十一月一日として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十二年十一月四日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）平成二十二年九月二十四日付官報号外第二〇一号一一〇頁
（乙）平成二十二年九月二十四日付官報号外第二〇一号一一七頁
平成二十二年十月一日
東京都千代田区有楽町一丁目七番一号有楽町電気ビル
（甲）トーマツイノベーション株式会社
代表取締役　白潟敏朗
東京都千代田区有楽町一丁目七番一号有楽町電気ビル
（乙）株式会社トーマツ環境品質研究所
代表取締役　古室　正充

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十一月三十日に予定しております。
効力発生日は平成二十二年十二月一日であり、
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十九日
掲載頁　一一五頁（号外第一三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年一月二十二日
掲載頁　八十五頁（号外第十四号）
平成二十二年十月一日
大阪市西区阿波座二丁目一二番一八号
（甲）サンヨーファイン株式会社
代表取締役　上出　　修
大阪市西区阿波座二丁目一二番一八号
（乙）株式会社食品バイオ研究センター
代表取締役　森　裕治郎